

第4章

人権と日本国憲法

日本すべての人が人間らしく生きることができるようになったのは、歴史的に見れば、実は最近のことだということは歴史で勉強しているね。日本国憲法によって、天皇から国民に主権が移り、国のあり方が大きく変わった。

人権が保障され、平和な国になり、それが続くような仕組みも同時につくられた。そのひとつが、権力がひとつのところに集まらないように分散させる仕組み「三権分立」だ。「三権」とは何か、また、大日本帝国憲法とは違う、日本国憲法の基本原理とはどのようなものなのかを理解しよう。

この章のポイント!

「人権と日本国憲法」のキーワード

- ① 立法権・行政権・司法権
- ② 国民主権・平和主義・基本的人権の尊重

理解を深めるエッセンス★

日本国憲法は立法権、行政権、司法権をそれぞれの機関に分けた三権分立を採用し、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重という3つの基本原理から成り立っている。

テーマ

11 人権の歴史

人権思想の成立

人権とは、人が生まれながらにして持っている、人間としての権利のことだ。

人間はだれもが、かけがえのない個人として尊重され、平等にあつかわ

れ、人に迷惑をかけない範囲で自由に生きることができる。それを権利として保障したのが**人権（基本的人権）**だ。



「人権」って、人として自由に生きる権利ってことですね？ うーん、なんだか当たり前すぎる権利ですね……。

たしかに、今では当たり前のことだよね。でも昔は、人権は当たり前に保障されているものではなかったんだ。人権が保障されるまでには、人びとの長年にわたる努力があったんだよ。

人権という思想はイギリスで生まれて、13世紀以来、人びとは人権を勝ち取るための戦いをしてきた。その背景には、国王の絶対的な権限によって、正当な裁判や国の法律がないなかで、逮捕や監禁されたり、土地を奪われたり、国外へ追放されたりする人が相次いでいたことがあったんだ。

17世紀から18世紀には、人権の思想が、国王の支配する政治や世の中の仕組みをつくりかえようとする近代革命の大きな力となった。そのため、近代革命のときに出されたアメリカ独立宣言やフランス人権宣言などでは、「すべての人間は生まれながらにして人権を持つ」と宣言されたんだよ。

人権思想の発展と広がり

人権という思想の中には、さらに具体的な権利が含まれている。

近代の人権宣言で、まず保障されたのは**自由権**だ。自由権とは、表現の自由や宗教を信じる自由を保障する権利だよ。日本でもキリスト教が禁止されたり、幕府の批判をした人が処刑されたりすることがあったよね。かつては表現や信教も厳しく制限されていた時代があったわけだ。

19世紀になると自由に経済活動をする人が増えて、経済が発展していく。同時に貧富の差が広がって、労働者は低賃金での長時間労働をさせられるようになる。今でいう「ブラック企業」の、場合によってはもっとひどいものだ。そうなると、自由権があるだけでは人間らしい生活ができないくなる。貧しい人はどんなにがんばっても、貧しいまま……という

のでは、自由権があっても自由にはなれないよね。

そこで、普通選挙運動や労働運動がさかんになって、各国で男性の普通選挙権が認められるようになり、女性にも広がっていく。

20世紀になると、人びとの人間らしい豊かな生活を保障しようとする**社会権**が認められるようになるんだ。

知つて
いますか？



1919(大正8)年のドイツのワイマール憲法は、「人間に値する生存」の保障などの社会権を取り入れた最初の憲法として有名だよ。

第二次世界大戦後、人権は各国の憲法で保障されるようになる。さらに、国際連合の世界人権宣言などによって国際的に保障されるようになり、世界共通の理念となっているよ。

日本での人権思想の出発

日本では、明治時代にヨーロッパやアメリカから人権の思想が伝えられた。でも、1889(明治22)年に発布された**大日本帝国憲法**では、国民は主権者である天皇から与えられる「臣民ノ権利」を持つと定められ、その権利は法律によって制限されるものだったという歴史で学んだね。

そして政府を批判する政治活動は、たびたび政府によって押さえつけられてきた。人権はだれもが生まれながらに持っていて、法律によって制限されないという真の人権思想の確立は、日本国憲法の制定まで待つことになる。

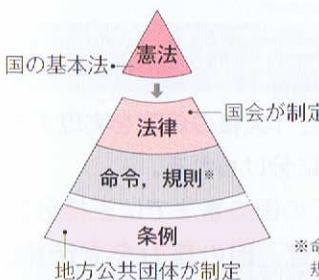
テーマ

12 日本国憲法

憲法と立憲主義

法には、憲法、法律、命令、規則などがある。それら法の頂点に位置する法が**憲法**だ。

憲法は、「こんな国にしよう」「こんな生活ができるよ」「物事はこうやって決めよう」というような、国のあり方を決めている、いちばん大切な法律なんだ。このことを國の**最高法規**といって、憲法に反する法律や命令は認められないことになっているよ。



●[法の構成]

上位の法になるほど強い効力を持ち、下位の法が上位の法に反する場合は無効になる。憲法は最高位に位置している。

*命令…内閣や省庁が制定する政令や省令など
規則…国会以外の國の機関(最高裁判所など)が制定

ところで、そもそもなんで憲法が生まれたか知っているかな。

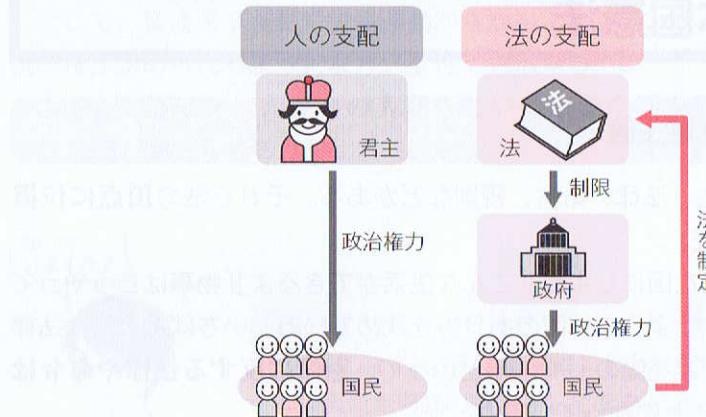
それは、國の政治権力は強力で、昔から國民の自由を縛ってきた歴史的な背景があるからだ。

強力な政治権力から人権を守り、保障していくために、憲法によって**政治権力を制限する**という考えが生まれたわけだ。これを**立憲主義**というよ。

立憲主義の考えは、政治が**絶対君主**や**独裁者**のような、人の支配によってではなく、**法の支配**にもとづいておこなわれることを求めているんだ。

憲法は、國民が國の権力者に勝手なことをさせないように、権力を抑えるものなんだね。

人の支配と法の支配



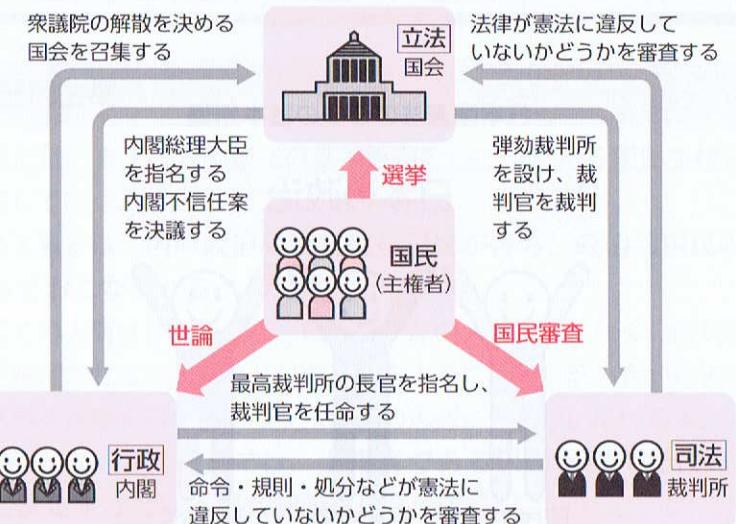
政治の仕組み

憲法は、「人権の保障を具体的に定めた部分」と「人権の保障を実現するために国の政治の仕組みを定めた部分」の2つに分けられる。

このうち、国の政治の仕組みについて、多くの国の憲法では**三権分立**という考え方を採用している。「三権分立」とは、**國の権力を立法権、行政権、司法権の3つに分けて、それぞれの権力を別の機関に与えること**だよ。國の権力がひとつの機関に集中して強くなり過ぎて、國民の人権がおびやかされることになるのを防ぐわけだ。

三権のうちの**立法権**は、法律を制定する権限のことで、國会に与えられている。法律は、法の中で憲法の次に強い効力を持っているんだったね（p.37の図参照）。**行政権**は、その法律を実施する権限で、内閣に与えられている。**司法権**は、社会の中の争いを法律にもとづいて解決する権限で、裁判所に与えられているよ。

日本国憲法の構成と三権分立



日本国憲法の制定

さて、ここで、歴史で勉強した日本国憲法施行までの流れをおさらいしておこう。

1945(昭和20)年8月、日本はポツダム宣言を受け入れて降伏、第二次世界大戦が終わる。そして、日本はそれまでの軍国主義を改めて、平和で民主的な政府をつくる。政府が初めにつくった憲法改正案は天皇主権を維持していて、民主化が不十分だと考えた連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)が案をつくる。政府は、それをもとにして改正案をつくり直して、1946年11月3日に**日本国憲法**が公布される。翌年の1947年5月3日に施行されたんだったね。

日本国憲法は、戦前の天皇主権を否定して、国民主権の原理を採用し、人権の保障を強化している。また、多くの犠牲者を出した戦争と、戦前の軍国主義の反省にもとづいて、平和を求めて**戦争の放棄**を宣言しているよ。

日本国憲法は**国民主権、平和主義、基本的人権の尊重**という3つの基本原理から成り立っていることを理解しておこう。



日本国憲法、3つの基本原理を整理しておこう！

整理しよう！



国民主権：国民による政治

平和主義：戦争の放棄

基本的人権の尊重：個人の尊重

「国民（主権）」の「平和（主義）」が
「基本（的人権の尊重）」です！ と覚えよう。

テーマ

13 国民主権と天皇の地位

国民主権

それでは、まず日本国憲法の基本原理のひとつである**国民主権**について説明していくよ。

国民主権とは、**国の政治の決定権を国民が持ち、政治は国民の意思によっておこなわれるべきだ**という原理だ。

すべての人間は平等だから、政治は一部の人だけではなく、国民全員によって決定される。一人ひとりの意見を大事にして、話し合いによって全体の意思を決定する、という民主主義の思想にもとづいているよ。

そのため、国の政治では、**主権者である国民が選んだ代表者が、国会で決定する**という議会制が採用されている。

国民主権を確かなものにするためには、国民一人ひとりが政治に積極的に参加していく必要がある。議員は国民の代表者だから、議員を選ぶ選挙は国民にとって大切な機会だ。日ごろから政治や社会の動きに関心を持って、政治についての考えを深めていくことが大事だよ。

憲法改正

ところで、憲法は「**変えることができる**」というのは知っているかな。ただ、憲法の改正の手続きは、一般的の法律改正とは違って、**慎重な手続き**が定められている。国のあり方の根本を定めている、国の最高法規が簡単に変わってしまうわけにはいかないからね。

でも、それは言っても、絶対に変えられないというのも不都合だ。憲法改正には複雑な手順が必要だということは、よくニュースなどでも報道されているよね。ということは、テストにも出るということだ。ぜひ、知っておいてほしい。

まず、「**憲法のこの内容を、このように変えるべきだ**」という、憲法改正の原案が国会に提出されると、最初に衆議院と参議院で検討される。そ

して、それぞれの総議員の3分の2以上が賛成すると、国会は国民に対して憲法改正の発議をする。発議というのは、意見を求めるということだよ。「総議員」というのは、衆議院と参議院のすべての国会議員のことだよ。「出席議員」ではないから注意してね。だって、欠席しているのに賛成とするわけにはいかないでしょ。

次に、満18歳以上の国民による投票がおこなわれ、有効投票の過半数の賛成によって、憲法が改正されることになっている。

憲法改正をするかどうか、最後は国民による投票で決められるというのは、国民が国の政治の決定権を持つという、国民主権の原理を反映させるべきだと考えられているからだよ。憲法は国民の人権を保障するいちばん大事な法だからね。

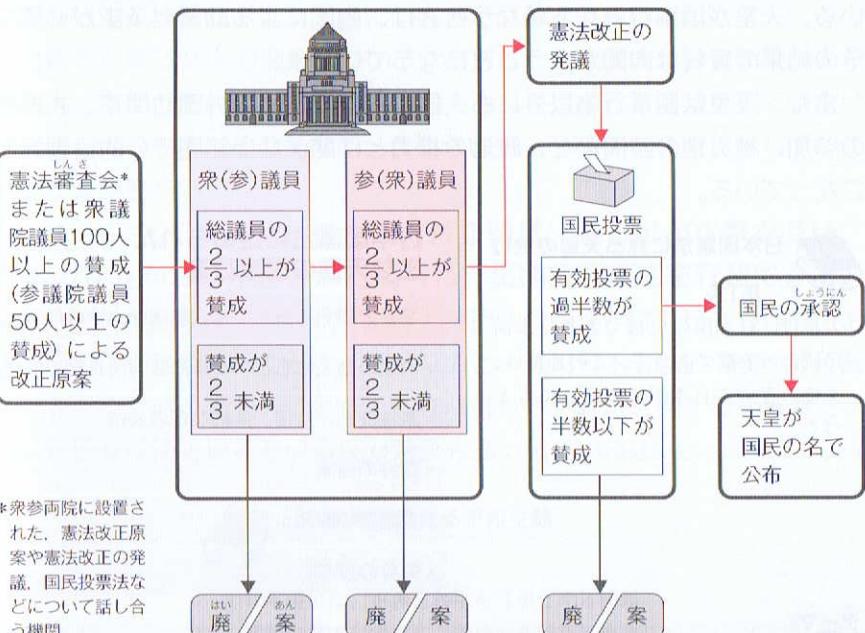


改正するのにここまで慎重にするのは、憲法は国の根本だからというわけですね。
ところで、今までに憲法改正がおこなわれたことはあるのでしょうか？

いや、じつは憲法ができるから今まで、改正がおこなわれたことは一度もないんだ。それどころか、国民投票がおこなわれたこともないんだよ。

ちなみに、一般的の法律が改正されるときには、衆議院と参議院それぞれの出席議員の過半数が賛成すれば成立する。国民投票は憲法改正の場合のみおこなわれるんだ。

憲法改正の手続き



天皇の地位

日本国憲法では、天皇は主権者ではなく、日本国と日本国民統合の象徴として、その地位は、主権者である国民の総意にもとづくものと憲法第1条に定められている。これを象徴天皇制という。象徴というのはシンボルのことだよ。

天皇は国の政治について、いっさい口出しをする権限がなくて、憲法に定められている國事行為のみをおこなうことになっている。國事行為とは、たとえば、憲法改正や法律、政令、条約を公布したり、国会の指名にもとづく内閣総理大臣の任命や、内閣の指名にもとづく最高裁判所長官の任命などをしたりすることだよ。注意してほしいのは、天皇が法律を「制定」するのではないからね。国会が制定した法律を「公布」するだけだよ。

それから、「指名」と「任命」の違いはわかるかな？ 指名は「この人がいい」と選ぶことで、任命は「よろしく頼んだ」と任せることだよ。

だから天皇は、総理大臣や最高裁判所長官を選ぶことはできないんだ。

國事行為についても、天皇の判断でおこなうことはできないことになっている。天皇が國事行為をおこなうときは、内閣による助言と承認が必要で、その結果の責任は内閣が負うことになっているよ。

また、天皇は國事行為以外にも、国際親善のための外国訪問や、式典への参加、被災地の訪問など、政治の権力とは関係ない範囲で公的活動をおこなっている。

日本国憲法に見る天皇の地位

第1条

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意にもとづく。

日本国憲法に定められた主な天皇の國事行為

- ・国会の指名にもとづく内閣総理大臣の任命
- ・内閣の指名にもとづく最高裁判所長官の任命
- ・憲法改正、法律、条約などの公布
- ・国会の召集
- ・衆議院の解散
- ・栄典の授与

テーマ 14 日本の平和主義

平和主義とは

日本は、第二次世界大戦で他国に大きな損害を与え、自国もまた大きな被害を受けた。そこで、戦争の体験と反省から、日本国憲法では**平和主義**をかけている。憲法の中でも特によく話題に上る憲法第9条では、次の3つの内容を定めている。それは、**戦争を放棄し、戦力を持たず、交戦権を認めない**というものだ。



でも日本は自衛隊を持っていますよね？
自衛隊はじゅうぶん「戦力」と言えそうですけれど……？

もっともな疑問だね。ただ、日本では軍隊ではなく、自衛隊と呼んでい

る。自衛隊はその名前のとおり、自国である日本を防衛するためのものだ。他国が日本を攻撃してきたときに、武力で反撃するわけだね。

自衛隊と憲法9条の関係について、政府は、主権国家には自衛権があり、憲法は「自衛のための必要最小限度の実力」を持つことは禁止していないと説明しているよ。その一方で、自衛隊は憲法9条の考え方に対する意見もある。

2015(平成27)年には、日本と密接な関係にある国が攻撃を受け、日本の存立がおびやかされた場合に、集団的自衛権を行使できるという法律の改正がおこなわれている。集団的自衛権とは、日本の仲間であるアメリカが攻撃されたとき、アメリカと一緒に日本も武力を使って反撃することができる権利のことだ。これに対して、憲法9条で認められる自衛の範囲を越えているという反対意見も多く出ているよ。

日本国憲法に見る平和主義

第9条

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

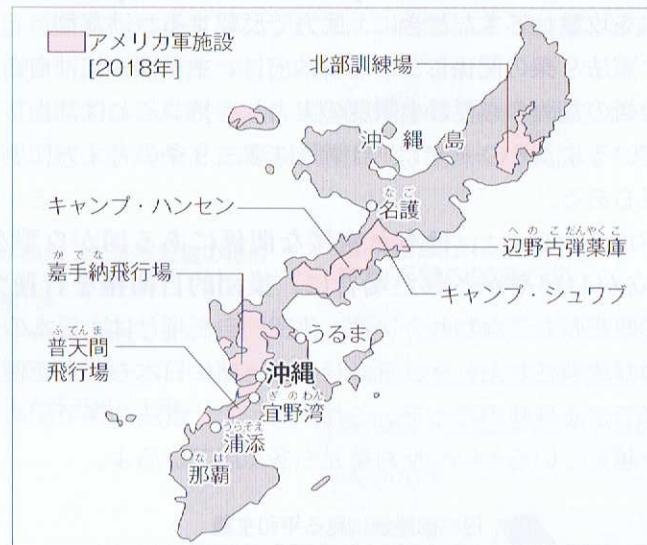
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

日米安全保障条約

1951(昭和26)年、日本はサンフランシスコ条約を結んで、独立を回復した。同時に**日米安全保障条約**(日米安保条約)を結んだということは、歴史で勉強したね。

日米安全保障条約では、他国が日本の領域を攻撃してきたときには、アメリカと一緒にになって対処することを約束している。だから日本は、アメリカ軍が日本の領域内にいることを認めているんだ。アメリカ軍基地が日本各地にあるけど、その面積の約70%は沖縄県に集中している。

沖縄島周辺のアメリカ軍施設（沖縄県資料より作成）



自衛隊と国際貢献

1954(昭和29)年には、日本の防衛を任務とする**自衛隊**がつくられたけど、じつは今では世界トップクラスの実力を持っている。近年は日本の防衛だけではなく、国際貢献としていろいろな活動をおこなっているよ。

たとえば、国際平和協力法（PKO協力法）にもとづいて、カンボジアや東ティモールなどの国際連合の平和維持活動（PKO）に参加している。さらに、イラク戦争のときには復興支援をおこなったり、ソマリア沖などで海賊対策として船舶を護衛したりもしているんだ。ただ、このような自衛隊の海外派遣については反対意見もあがっている。

また、東日本大震災のような自然災害のときに国民の生命や財産を守る災害派遣も、自衛隊の重要な任務のひとつだ。



【東日本大震災の際の自衛隊による救助活動】

知っていますか？



平和主義のもとで、自衛隊の果たす役割が変化しているよ。

もともとは日本の防衛だけだった任務は、近年拡大して、国連の平和維持活動や災害派遣などの国際貢献活動のための海外派遣が増えているんだ。

世界平和における日本の役割

1945(昭和20)年、広島と長崎に原子爆弾が投下され、多くの犠牲者を出した。**核兵器**は、一瞬で多くの人びとを死傷させ、放射線の後遺症によって被爆者の健康に大きな影響をおよぼす、おそろしいものだ。そんな原子爆弾のおそろしさを知る、ただひとつの国である被爆国日本が国際社会において果たすべき使命は、核兵器をなくして、世界平和を実現することだ。



【原子爆弾が投下された際のきのこ雲】

第5章

人権と共生社会

憲法とは、「誠実」「友愛」といった学校の教育理念のようなものだ。学校の教育理念は学校のめざす方向、憲法は国のめざす方向を示している。

各教科担当の教師たちが、教育理念をそれぞれの教科指導を通じて生徒に具体的に伝えるように、憲法もまた、たとえば人権という基本理念の中に、平等権、自由権、社会権、参政権などが含まれていて、それらの権利の中にさらに具体的な権利が含まれている。

この章ではいろいろな権利が登場するけど、そのすべてに共通するのは、人間が人間らしく自由に生きていくことができる人権という基本理念を守ることにつながっていることだと知っておこう。

この章のポイント!

「人権と共生社会」のキーワード

- ① 平等権・自由権・社会権・参政権
- ② 普通教育を受けさせる義務・勤労の義務・納税の義務

理解を深めるエッセンス★

憲法は平等権、自由権、社会権、参政権などを含む基本的人権を保障すると同時に、子どもに普通教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務も定めている。

テーマ

15 基本的人権と個人の尊重

人権を保障するということ

日本国憲法は、**基本的人権**を「^{ねか}侵すことのできない永久の権利」（憲法11条）として保障している。僕らが、人間らしく自由に生きていくこと

日本は、核兵器を「持たず、作らず、持ちこませず」という**非核三原則**をかけているよ。その一方で現実には、日本は日米安全保障条約によって、アメリカの核兵器の力を背景に、自国の安全を図ってきたと言うこともできる。

核兵器をなくそうとする一方で、その核兵器によって守られているという見方もあり、自国の安全保障政策との矛盾だというとらえ方もある。